平成３０年（フ）第７４０号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目４番７号　ＳＣ－ＦＬＡＴ月寒東105号
債務者　矢戸　英樹
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７８５号
札幌市北区北24条西16丁目２番８号　悠遊館101号
債務者　髙田　　大
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８０９号
札幌市手稲区西宮の沢２条３丁目４番18―203号
債務者　茨木　武史
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８２２号
北海道千歳市北陽５丁目３番19号　テイクス106号
債務者　橋本　晴香（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８３１号
札幌市中央区南４条西14丁目２番23号　コーポ中野１号
債務者　青木　主税
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８３９号
札幌市中央区南６条西11丁目1285番地１　共済ハウス603号
債務者　山口　　眞
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８４５号
北海道江別市ゆめみ野東町31番地の６
債務者　中川　有香
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８５１号
札幌市白石区菊水７条３丁目５番１号　スターパレス202号
債務者　山田　勝幸
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第８６７号
北海道石狩市花川南４条３丁目93番地
債務者　作地　　稔
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５２号
北海道旭川市金星町１丁目１番65号　市立旭川病院、住民票上の住所北海道旭川市神居５条12丁目１番２―3409号　市住3409号
債務者　柏倉　侑樹
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１３２号
北海道旭川市春光５条１丁目５番17号　アイケア春光101
債務者　渋谷　政惠
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７４号
釧路市柏木町７番133号
債務者　佐藤　雪絵
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第９７号
釧路市知人町６番３号、申立前の住所釧路市米町２丁目６番８号
債務者　山崎　　誠
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１０５号
釧路市美原５丁目６番945号、住民票上の住所釧路市桜ケ岡５丁目１番３号
債務者　齋藤　涼太
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第２４９号
埼玉県鶴ヶ島市羽折町９番地７　羽折公園ハウス101号
債務者　太田　昭康
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第７７号
愛知県一宮市浅井町尾関字平山６番地１　市営尾関住宅86号
債務者　川畑　恵子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成３０年（フ）第１２２号
愛知県刈谷市泉田町割田69番地４
債務者　山口　　**茂**
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係